

# 西關大學學報

第四百六十六號

昭和二十二年二月



關西大學學報發行局

大阪商科大学  
講師

三木純吉著

好評

# 米國有價證券法の研究

菊判上製 定價 參圓貳拾錢  
紙數四百頁 送料 拾 四 錢

本書は米國聯邦有價證券法 (Securities Act of 1933, as amended) を詳密に解説したる唯一の邦書である。而して著者は、現に大阪商科大学に於て、取引所論、投資論等を講ずる實務家出身の學者、有價證券法の解説者として、定にその人を得たりと云はねばならぬ。我が國に於ても、有價證券の發行を制規する立法を必要とするに拘らず、未だ朝野の問題となるに至らない。本書が問題の提出者たる役割を演ずるであらうことは疑を容れないところ、之、敢へて爲政者、法曹家、實務家に本書の必讀をお奨めする所以である。

内容

第一章 制定及び改正—第二章 定義—第三章 免除證券及び免除取引—第四章 有價證券の登録—第五章 登録書面の内容—第六章 目論見書—第七章 委員會の權限—第八章 民事責任—第九章 刑事責任—文獻—索引—附錄一、Securities Act of 1933 (原文)—二、Form A—2 for Corporation 譯文

大阪商科大学助教授 豊崎稔譯

好評

# ロバートソン「貨幣政策と物價」

—景氣變動論—

四六判上製 定價 壹圓貳拾錢  
紙數一六〇頁 送料 八 錢

景氣理論として代表的なものを擧げるとすれば、現在では貨幣的景氣理論を把りあげねばならぬ。而して貨幣的景氣理論中最も興味深きものは、ハイエク等の中立貨幣政策を出張する維納學派と、穩和なる安定政策を強調する劍橋學派との對立である。維納學派のハイエクの理論は勿論、劍橋學派の代表者ケインズの貨幣理論は既に邦譯せられてゐるが、ケインズの協勞者であるロバートソンの景氣理論は餘り我が國では紹介せられてゐない。その原因はロバートソンの景氣理論が小冊子なるに係らず、極めて難解なる事に歸因する。しかも彼の景氣理論は、現段階の景氣政策を樹立するに際しても、甚だ大なる意義を有する。これ敢へてロバートソンの本著の譯述を、新進篤學の譯者に請うて、我が國の景氣研究家の座右に呈する所以である。

東京駿河臺中央大學前

振替 東京 一八二—三八番  
電話 神田 二二二—八二番

## 大 同 書 院

大阪 市北區 北區 梅田區 新田區 道  
電話 一五六一  
電話 一五六六  
電話 三五五五  
電話 二二二二

目次

ベルンハルデイの經濟學……………

……………赤羽豊治郎 (一)

國家承認の所謂「相對性」に關する吟味……………川上敬逸 (七)

Norman Conquest の英語彙集  
及ぼせる影響……………八島治一 (二)

唐松岳にのぼる……………田邊信太郎 (三)

學内報…………… (四)

卒業、進級試験日割—臨時協議員會—國語漢文科の文部省檢定試験—がくほう抄  
校友…………… (四)

關大昭入會—動靜移動  
學 生…………… (五)

皇陵崇敬會—參院會—基督教青年會  
關大スポーツ…………… (一〇)

蹴球—ホッケー—馬術—陸上競技—野球—庭球—スキー—ラグビー—米式蹴球—劍道—弓道—航空  
學報俳壇…………… (三)

ベルンハルデイの經濟學

教授 赤羽豊治郎

從來、獨逸經濟學史に於て比較的不遇の地位におかれた人が少くない。アダム・ミュラーの如き、或はテオドオル・フオン・ベルンハルデイの如きその好き例であらう。前者は近年オトマアル・シュパンにより、かれの卓越せる經濟學上の功績が認められて以來、「その主著の新版の出版並にこれに關する有益なる諸研究が續々刊行せられる」に至つたのであるが、後者は僅かにロッシヤアがかの「獨逸經濟學史」に於て、「露西亞—獨逸學派」の一人と教へたるに過ぎなかつた。ところが一九二四年セラフイムがその雄篇「獨逸—露西亞學派」H. J. Serpim, Die deutsch-russische Schule, Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, 1924. を發表してから、とかく忘れ勝ちであつたこの不遇な經濟學者も再び日の光りを見ることになり、デイイル教授の新版さへ出づることになつた。(尤も、シュパンはセラフイムに先ち、その「經濟學の主要學說」に於てかれに觸れてゐる。)

傳記によると、ベルンハルデイは一八〇二年十一月六日伯林に於てアウグスト・フェルデナントの第三子として生れ、兩親の離婚の後、母の再婚に従つてクノーリング家 Knoring の人となり、羅馬・維納・ミュンヘンに幼時を送り、ハイデルベルヒ大學に學んだ。後ち、ペーターズブルグに移り、そこでかれの主著「大所有地及び小所有地に關する諸論證」に對する一批判の試み「Theodor Bernhadi, Versuch eines Kritik der Gründe für grosses und kleines Grundeigentum angeführt worden. St. Petersburg, 1849. が書かれた。一八五一年シュレゼンのキェンナアズドルフに莊園を購ひ住み、一八八五年にこの世を去つた。この間、とくにドロイセン、トライチケ、ローン、モルトケ等と親交があつたといわれてゐる。

さて、かれの經濟觀であるが、これはその社會理論とも國家理論ともいわるべきものと離れて理解し難い。この點を明かにしよう。

先づ、かれは従來の國家學說を二つの傾向に分つ。その一は古代の國家論でありその二はラッサルレにみる如き近代の夜警國家の理論である。古代觀によると人間は必然的に一の社會團體、一の國家を形成する。またかれは専ら國家の崇高と讚美に生活すべきであり、個人はこの威大なる全體の契機としてのみ存するといふのであつて、これはプラトンの如き哲學者を始め、古代の諸國民殊にスパルタの國家思想をなしてゐた。そこには個人の利己心は國家社會の攪亂者として考へられてゐる。近代の國家論になると、個人こそ自己目的であつて、國家は個人生活に奉仕すべきであり、また個人にその功利的な目的を容易に達せしむる手段たるべきであるとするのである。従つて、國家は自由なる個人の活動を保障し、これを阻害する一切の事情を除去する。いはゞ警察的職分を果すにすぎないことになる。ベルンハルデイは前者の古代的見解に多大の共通の見解を保持するが、必ずしもその國家目的論に賛意を表してゐない。例へば國家のみ一切であつて、個人を顧みない態度に對し、個人の自由と尊嚴を認むべしとするし、又後者の個人主義的國家論に就ても、國家を個人の功利的努力のために個人の契約によつて成立つものとみない。國家は「それ自身必然的なものであり、理論的・有機的全體として固有の生活を自身に保有する」といふのである。(Bernhardi, Diel's Ausgabe, S. 121) この考へがひとをして、彼がヘーゲルに近いといわしめるところであらう。尤も、かれの國家概念は社會概念と混交して用ひられ正確に分たれてゐない、たゞ國家を社會の具體的形態となしてゐるやうである。かれはいふ「われらは社會をある特定の形態に於て、生活の一切の契機を包括する倫理的・有機的全體に發展する道義的人格として、また社會が具體的な形態をとる國家として考ふる必要がある。かくて、社會は當然個人に對し、人間の各可能なる努力に制約的關係を有することになる。」(S. 123) こゝに、われらは國家の先在性とその構成者に對する統制力の根據あるを認め得るのである。然らば個人の行爲は全體に於て如何なる關係を有するか。「個人の行爲はこれら全體の有機的部分としてのみ意義を有し、またその限り如實のものとして把握される。……諸國民の、そして個人の經濟生活の眞の理解はひとがそれを常にかゝる結合に於て考へることにより始めて可能である。」(S. 124) かく、個人は全體の有機的肢體として活

躍する限り意義がある。何故ならば「人間……は社會の一契機としてのみ考へられる」から。また個人が人間たる生活を完うし得るは社會の恩寵に俟つのであつて、次の如く説かれる。「人間の各より高い、即ち自分を動物以上に高めんとする本來の人間の努力は社會の保護あるに於て、またそれを通じてのみ促進され充たされる。」而も、これは専ら社會が個人に比し永續的生命を有するがためである。「個人は死滅し各世紀はつぎつぎに墓標に化して行く。新に勃興する世紀は既に没せるそのやうに、また未來は現在と同じく社會に屬する。普通、個人の關心は現在とそれに最も近き未來を離れないが、社會はむしろ永遠の存續に關しインテレッセを保たんとしてゐる。」(S. 125) この永續性が、國家をして公私の利益を促進せしめ、且つ現在の要求に對し未來の利害を辯護せしむるのである。

かく、國家は過去・現在・未來に亘る人間存在の必然的合成品とみらるべきであつて、その代表する一般的關心は單に個人のそれではなく、廣く人類の利害である。然るに、これら人類は國家的存在として、「個々の國民體に於て生存する。」(S. 125) こゝに至つて、かれの描く國家は政治的・歴史的事象としての國民國家であり、國民の生活の維持と發展とはかれの議論の出発點であり到達點である、ともいへよう。恰もフリードリッヒ・リストの如く、かれに於ても國民は常に最高の價値の具現者であり、若しこの觀念を缺かば一切の文化惹ひて經濟は存在の根據を失ふ。従つて、かゝる國民體に基礎を有せざる單純の「市民社會」はかれの眼界に入り来らない。

### 三

この市民社會を考察の對象とするはスミス學派である。かれらは自動的に進行する市場經濟の機構の簡明に終始し、經濟領域に於ける國家の重要さを認識しない。否、反つて必然的な害惡とさへみるのである。そこには全體の概念がない存するはたゞ個人のみ。かれらに於ては、「全體さへも平等に交通する個人經濟の合計とみるにすぎない。かれは一の國民、國家に有機的に構成された人口をのみない。それらはその全體に於て消費せんがために、自然力と蓄積された資本の助けを借りて財貨を生産するのである。併るに、こゝ(スミス學派)ではこれらの

財貨を獲得し、結局これを交換せんがために生産する個人のみ有力である。この見解はこの學派の主張する個々の敘述から往々、財貨一般は互に交換され且つ支拂はんがためにのみ存在し、そのほか如何なる規定をも有するものにあらず、とみるところに發展する。」(S. 214)

かれらの有する個々の經濟理論、例へば價值・價格・賃銀・地代若くは資本利潤に關する解釋の如きみなこの見地に立つてゐる。試みにかれの敘述に従つてその二三をみよう。先づ價值であるが、こゝでは交換價值のみ前面に現はれ、使用價值は輕視されてゐる。これは質の反面をみたにすぎず、前者の成立は後者なくしてはもとより不可能であるし、更に個人以上の廣き立場では、「一國民の富は自然の數量により、またその活動性を附與する財貨に有效なる使用價值によつて判斷すべき」であるとしなければならぬ。(S. 23) また賃銀に就て、かれらが「賃銀は、もつとも周知の方法で經驗する如き多少の動搖があつても、恒常的大さによつて價值を高めることは否み得ない。また労働はその價值との關係に於ては不可分に支拂はれるといふ確證も存しない。」と説きたるに對し、ベルンハルデイは成程論者の説く如く、労働が資本と結合して始めて機能を發揮することは疑ふ餘地がない。が、事の實際では資本の従僕たる地位にゐる。このことは資本の所有者をして確かに生産利潤の分配に際してその大部分を保有せしめ、且つ當然の權利として要求せしめる。従つて、賃銀が常に上昇し若くは労働の價值と正比例するとはいひ難い。(S. 162) 故に、社會正義の上からいつても、國家の干渉により分配の整調が望まれると主張し、われらをして後年のアドルフ・ワグナーを想起せしむるものがある。(S. 212, S. 289) 更にかれは、かく資本所有者が労働者を單に資本の從屬物とみる態度がリカードの地代論にも強く表われてゐると考へる。かれによると、リ氏の結論は地代の増加により資本利潤が減少する點にある。さすれば、資本家擁護の立場を貫かんとすれば、先づ地代の發生を保證して來た穀物條例を撤廢し、安價な外國穀物の輸入に力を致さなければならぬ。これ、ベルンハルデイがリカード地代論の目的であるとみなす點である。併し例令穀物自由貿易が行はれても、リカードが期待するやうに、資本利潤に不利な地代が無くなることは證明し得ない。その輸出國に於ては、穀物需要の増加につれて

漸次劣等地も耕作され、再び地代が支拂はれようから。この場合、ベ氏の眼は自國の土地所有者にあらずして、外國のそれに注がれてゐる。

かく、價值・賃銀・地代といふが如くスミス學派の學説をみてくると、そこには多少のニューアンスがあらうが、大體個人の利益、特に資本利潤の増加を中心観念として動いてゐる。最高の利潤が國民經濟の繁榮を基礎づけるといふ信仰が潜んでゐる。これは資本を以て唯一の經濟力であるところから來る、また事實その助けを得て始めて利潤が招來されるし、労働者階級と雖も資本あるによつてその生活が維持せられ、人口増加も保證されるものと考へるのである。しかし、ベルンハルデイのみるところに従ふと、一國の生産は資本のみならずあらゆる生産力の有機的・調和的共働によつて行はれるのであつて、生産を計畫し指導する人間精神又は意思の力を看過し得ない。また社會的生産物の分配に就ても、その理想は各國民に最大の欲望満足を得しむるやう計るにあるが、スミス學派はこの點を忘却してゐる。反つて、國富が少數者の手に集まるほど資本の形成は容易であるとする。この見解もかれの承認し得ないところであつて、この種の國民所得に關する解釋は恰も「國民それ自身の經濟組織とそれによる所得の分配を條件づけ中介する方法とを完全に同一のもの」とみなすからであると説いてゐる。(S. 33) 後になつて、かれもスミス學派が當時漸く現はれるに至つた資本の集中・國民大衆の貧困化を背景として立論された次第を評してゐるし、今後も「恐らく吾人は生産の無限の増大のうち、國民所得と財産の不良の分配が基礎づけられ、且つ必然的に現在の富が一層不利益となる許りか、何らの繁榮なきに至らう、といふ認識に到達する時期が來るに違ひない。」とさへみるのである。(S. 361)

以上、かれのスミス派殊にリカードに對する若干の批評を紹介したが、その間に表出されたかれの經濟學的態度を顧みる必要がある。これはかれの國家理論と密接な關聯があつて、丁度アダム・ミューアヤリストにみられる如き立場を採つてゐると解して差支ない。その第一は經濟の概念構成ともいわれるべきものであるが、これを常に社會的・國民的立場に於て考察する。例へば生産の如きにしても個人の營利のために行はれるのでなく、専ら國民需要に適合する目的を以てなされることを要求されてゐる。従つて「一切の生産は手段であつて目的ではない。

またわれらは生産のうちに、社會の一定の可能なるよき状態の建設に役立つ手段を求むるといふことを忘れてはならぬ。且つまた、逆に生産の利益のために、生産に最も有利なる社會状態の到来を要望されたくない、といふ事柄も併せて牢記しなくてはならぬ。」(S. 423) 第二の特質も右の主張より派生するのであつて正統派が經濟を市場經濟と同視し、交換價値の増大と利潤の獲得に従ふ經濟人のみを考慮の中心とするに對し、經濟領域に於ける一國民の精神的・物質的生產力の失働の重要さに注意し、國民はその生存の維持と發展のため、その國の資源と自己の心身を如何に利用すべきかを問題とする。かくして、氏に於ては經濟は「國民的貢獻」の概念として規定せられることになる。更に、かくの如く經濟を自己目的とせず、高次の國民共同體の奉仕の行爲或は組織と考へる態度は經濟認識の方法に就ても、歴史的・統計的方法の採用となつて現はれ、正統派の隔離的抽象的のそれと對蹠的地位に立つことになる。これはかれが主としてロッシヤアクリニス及びヒルデブランドの如き前期歴史派と同一の流に掉すとせられるところであつて、その確證を土地所有の合目的分配の問題に對するかれの所説に窺ふことができる。

#### 四

われらは漸くかれの「大所有地及び小所有地に關する諸論證に對する試み」が如何なる主張の下に論議せられてゐるかを知らぬ順序に到達したが、先づ何故にかれがかゝる農業政策的論題を採用せるに至つたかを明かにしよう。この動機はかれの傳記を詳しく調べなければ確かな材料を捕捉するを得ないが、この書でリカードに就き次のことを述べてゐる。リカードは専ら地代論を説く場合でも、地代の成立はそれだけ利潤を減少せしめ、資本の新形成を阻止するとみてゐる。併し、この立言をよく考へると、科學研究の基礎を失ひ、一階級の利益の代辯者となり切つてゐる。これは恐らく、かれが「畑や牧場よりも一層取引所に定住してゐ、その生涯を爲替・證券賣買に委ね農業に従事しなかつた。」からでもあらう、とさへ極言してゐる。(S. 281) この敘述や又、ベ氏が常に正統派經濟理論の批評に終始してゐること、並に當時のヨーロッパ大陸が尙農業時代にあつたことなど

から考へてみると、かれが特に農業問題を事さらに取あげた理由が判ると思ふ。更にまた、この書が書名の如く農政的内容のみであるとはいへないし、右に紹介した如き、國民的全體觀に立つ經濟理論の展開が主要任務であるから、この農政的テーマはその應用部門に屬する取扱を受けてゐるのではないかと考へる。

氏はこの書の初めに、國家にとり土地の分配が大所有地制によるか、又は小所有地制のいづれが有利であるか、といふ問題を提起してゐる。この場合、かれの論據をなす實例は英國の大地主制と佛蘭西の小地主制度である。しかし、二つながらそれぞれ利害得失を異にするから一般的にその優劣を論定することになると困難であるが、前者は資本の利用比較的容易なるがために、農業の進歩を促す効果もある、大地主の豊なる經濟力は土地兼併を容易にし、全國を大小作地化せしむる惧れがある。これに反し、後者は「同一面積の農地から、それが比較的少數の大所有者に分割される場合よりも、より大なる總收益を擧げる。」尤も氏によると、純收益に非ざるこの總收益こそ、年々流入する國民の富であり、「國民の一般的福祉と實力とはこの總收益に基く」ものなのである。(S. 220) かく、小地主制は洵に「天下の根本」たる資格を有するが他面全農地が細分され、特に「各農家が僅かにその生活需要を充し得る程度に土地細分が行はれると、不可避免的に野蠻状態に導き、不可避なる教養の不足、かゝる状態を導き出す萎靡せる無氣力チリシヤクトにより、全體は凡ゆる危険に對し屈辱的の無防禦状態に曝されるに至る」缺點がある。(S. 241) 更に、われらはその詳細をかれの言に聽かう。

ベルンハルデイの所謂大所有とは封建的遺物とみられる不耕地主なる騎士領所有者を指すので、必ずしも獨逸現行分類の土地面積のみによつてこれを解釋してはならない。敘述の重複を招くが、この制度はとかく富裕な・教養ある人々がその所有者であるから、農業經營の指導に際しても悪しき舊慣を廢し、進んで科學的合理的な經營を行ひ易く、その豊なる資本力は生活必需品並に生産用品の購買農産物の販賣等に於ても、小農に比し遙かに有利であり、純收益を擧ぐることも多い。こゝでは、氏の數へたその他の有利な諸點を列擧する煩を避けるが、たゞ一つ注意したきはかれがセイの所説に贅して、大農が小農に較べ人口包擲力の太なるは専ら過剩の農産物に基くと説いたことである。「かゝる過剩の存在は勿論

あらゆる進歩せる教養の維持に缺くを得ない條件となつてゐる。」(S. 456)だがこれは小農には望み難い。然らばかゝる大農地の存続は如何に行はれるか。それはかゝる過剰の農産物の仕末にあるとされるが、この消化は國內に於ける工業人口の消費にまつか、或は農産物の輸出によつて行はれなければならぬ。(S. 457)後の場合に就て考へる。資源・風土ともに恵れざる國の農産物の輸出は他の強國との競争に劣敗の苦みをなめることがある。かくの如き販路の不安と、それに伴ふ農産物價格の下落傾向は輸出關係耕地の所有者の利潤を減少せしめし、續いて農業労働者の賃銀の低下を呼び起すに至らう。また前者に於ては、農産物の購入者は工業人口である。逆に工業品の顧客は農民大衆であるかといふとさうではなく、これら購買力少き人々の内に製品の販路を求むるは策の上なるものとはいへない。何故ならば「一切の土地の資本利子と地代の收得は少數個人の手の中に握られてゐる」から。かゝる事態は工業をして多少の不利を冒しても製品の輸出を計慮せしむることになる。従つて、有力なる國內市場を有せざる工業生産は健全なる地歩をもつものとは稱し難い。(S. 458)かく、土地の分配が少數の土地所有者に歸屬するは氏の探らざるところである、よく英吉利經濟學者が大農の經營は資本集約的で、その容易なる資本の投下は進歩せる技術の應用を可能ならしむると説くが、これはすでに指摘したところである。べ氏によると、この議論は英國に於ては確かに正しい、併し歐羅巴大陸にとつては、然りといふことはできぬ。こゝでは理論はとにかく、事實大農の威大な資本集約も中小農のこれに對應する勞働集約あるによつて、さほど效果多しとは考へられぬから。

また、小所有制は同一面積に於て大農より、より大なる總收益をあげるといふが、この種の經營の前提は農民に土地が當相に所有されることではなくてはならぬ。若しもこの條件に缺くるところがあると、その結果土地の分割と讓渡が行はれ、農業經營は過小農のそれに化する恐れなしとしない。土地所有の細分が極度に進行はれ、その結果その土地の上に生活する家族の勞働力も早や十分に利用せられないこととなる。(S. 454)の場合には、極端なる勞働集約が行はれ、年々同一農地に同じ栽培方法が繰返され、結局掠奪耕作が營まれる。この結果農産物の

減收を來し、飢饉と凶作時に於ける過剰人口の危険をひき起さう。(S. 456)かゝる状態の出現を喰止める方策として、國家は須らく土地の細分を阻止しその反面大農制による極端なる土地兼併の弊起らざるやう注意しなければならぬ。かくて、ベルンハルデイは大農・中農・小農の混在を理想とし、而も「この混在に於ける中農」の支配的なるを政治的・經濟的に最も健全なるもの」とみるに至つた。これこそ獨逸學問が英吉利人が大所有制、佛蘭西人が小所有制を説くに對し、朗かに社會に決定的利益を齎らす望ましい状態なり」と主張するところのものであつて、「この状態に於て、生産は多面的且つ大なる發達を遂げ分配は最も公平に、同時に高き文化目的の達成を促進し、國民の食糧を確保せしめる」に至るのである。(S. 454)

かくて、氏は原則的に國家は社會の一般的利害の代表者として、經濟生活の全般に亘つて意識的に秩序的且つ規制的に行動すべきであるとし、農業に關する限り、「土地の所有及び利用の關係は全體の幸福と繁榮に役立つやう構成する」義務があると述べてゐる。(S. 455)最も健全なる國民經濟は大中小農の適當なる混在のうちに成立し、農業生活の要點は特に農民の數と實力に依存する。かくてベルンハルデイに於ては農民の利害は農業政策の中心問題として取扱はれるに至ることになつた。

## 五

最後に、ベルンハルデイの國家・經濟思想の學說上並びに現代に有する意義を考へよう。この小文の冒頭に明かにした如く、かれは最近まで「忘れられた經濟學者」の一人とされてゐた。この間、ロツシヤアがかれを「露西亞獨逸學派」に數へたにすぎないことは既に述べたが、これはベルンハルデイの著書がベータースブルグで書かれた機縁に基いてなされた分類に外ならない。(W. Roscher, Geschichte der Nationalökonomik in Deutschland, Zweite Auflage 1924, S. 1040) ロツシヤアが氏をストルヒ、シュレーサー、カンクリン等の人々と共に一學派を構成したと記してゐるのは實のところ疑問とされてゐる。また一學派をなしたと



しても、かれをセラフイムが前掲論文で指摘したやうに、この學派に歸屬せしむる理由にはならない。かれの主張は他くまで「獨逸精神の産物」(ハアラス)とみられねばならぬ。(H. Harts, Theodor v. Bernhardi und die politische Ökonomie, Schmollers Jahrbuch. 60/2 1936) 現に、かれも亦自己の體系が獨逸形而上學の影響の下に立つてゐるかの如き口吻を洩らしてゐる。例へばスミス學派が「勞働者の需要」に毫も顧慮せざりし事情と異り、獨逸經濟學がそこに重點をおくは、"Was soll deutsche Metaphysik den Engländern, die sich mit grossem Stolz praktisch nennen?" (Grundriss, S. 311) と皮肉つてゐる。この點はアダム・ミュラアにもフリードリッヒ・リストにも共通するところで、前者はシェリングの有機的自然哲學から、後者は深い哲學的素養を受けたわけではないが、獨逸の國民的統一のためにその一生を捧げたものといわれ、かれに於ける國民は經濟の支持者として精神的單位であつたことも記憶せられねばならない。

いま、ベルンハルデイとこれら二者との關係をみるに、かれはミュラアと共に國家觀に於てはほとんど同様な信念を吐露してゐる。ミュラアが國家を以て「人事の總體であり、一の生命ある全體に對する人間の結合である」とみ、また「すべての理念の永久に活動する領域である」と規定せしはベルンハルデイの國家の繼續性の原則に對應するものである。たゞ、農業論に於てミュラアが當時シュタインハルデンベルヒの農制改革に就て表明した如き封建制復歸の如き反動的態度に出ずることなしに、ベ氏は現實の考察に出發して、國本の基礎は前述の如き騎士領大地主に配するに適量なる中小農の混在にあるとした。また、リストと共に、國民又は國民的國家の統一に關する點に就て矢張り共通の考へを抱いてゐたことは事實で否定し得ないが、經濟論としてリストが主に商業政策的見地に立てるに反し、かれは農業政策的立場を固守したのである。これは明かに兩者の關係に對する議論に反映せずには措かない。リストがその國の工業の振興のために工業關稅の創設を主張したに對し、ひとに勞働者の生活狀態を犠牲にしてまでの工場制度の發展は慎重に考究すべきであると奨め、退いて穀物關稅の設定こそ緊急事なりとした。更に、かれが國民所得の分野に就て國家權力の干涉を期待したのは講壇

社會主義者の先驅者の一人としての名譽を荷ふべきであり、且つその演繹的・歸納的研究方法に至つてはカアル・クニースに比する人すらある。(デイイル) いづれにしても、かれの地位は獨逸浪漫派と前期歴史派との中間に位すべきもので、所謂獨逸型的經濟學者の一人であつたといへる。(特に、ベルンハルデイの母はかの浪漫派の詩人ルウトヴツヒ・テイイクの姉妹ゾフィーであり、かの女は一八二二年に「フロオレとフランシユフレヨエル」を出したことを記憶せられたい。ゾフィー・ベルンハルデイ・フォン・クノーリングに就ては茅野氏「獨逸浪漫主義」二三四頁をみよ。)

然らば現代との交渉はだうであらうか。現代の獨逸經濟學に於ては、曠々他の機會に説いた如く、ナチスの政權獲得以來自然科学的・數學的方針が後退し、それに代つて非合理的色彩を多分に享有する新浪漫派或は理解的方針が勢力を伸ばすに至つてゐる。併し、それらも個々の經濟理論を完成成就したとはいへなく、僅かに方法的基礎附けが確立した丈けである。ところが、これらの方針では先づ經濟の歴史的・社會的特質が問題となり、國民的存在としての經濟を如何に理解すべきかと最初の課題となつてゐる。このために、リストの「國民的體系」(F. List, Das nationale System der pol. Ökonomie, 1841) やミュラアの「政治學」(A. Müller, Elemente der Staatskunst, 1809) などがその思想的模型として再認識せられることになり、惹ひてベルンハルデイも現代的脚光をあびるに至つたと解される。殊に、かれが國民の慾望充足經濟を重視し、個人の利己心を排して國民共同體の利害を前面に齎らしたり、若くは經濟政策の判定はすべて國家の利害に結合してなすべきであると主張せしことなど、ナチスの經濟觀と一脈の關聯ありとみられるところである。

右は滯獨中通讀したかれの主著と前掲のハアラス及びセラフイム、(Seraphim, Deutsche Staats- und Wirtschaftsdenken. Archiv f. Rechts- und Sozialphilosophie, 1935) 八木芳之助博士(「農村問題研究」所載)の論文を參考して書いたことを茲に附記しておきたい。



# 國家承認の所謂

## 「相對性」に關する吟味

—第三國に對する法的意味に關する一論證—

助教授 川上 敬逸

本稿は昭和十一年九月の公法研究會の席上に於て疑問として提出し、種々叱正を仰いだ卑見の一部を纏めたものであるが、一異論を提唱するものたる點に於て、その論證の不適當乃至不充分について、一層危懼なき能はぬのである。

はしがき

所謂國家承認の制度的意味の吟味に基いて、筆者自身も建設的效力説に立ちつゝ、しかし所謂「國家承認の相對性」に關して同じく建設的效力論者によつてなされる從來の認識に若干の歎義を差し挿み、私見として第三國に對する國家承認の法律的意思の存在を主張せんとすの意圖の下に、その論證の一場合として、國家承認の効果たる被承認國家の國際法上の國家としての主體性(私の所謂「一般能力」)の中から、單に戰時主體性のみを抽象して、或は國家承認制度の趣旨にかへりみ或は交戰團體の承認との比較検討を試み、或は中立の概念に鑑みて、その對第三國的意思を吟味せんとするものである。

### 一 國家承認に關する問題概説

一 國家の承認の問題は國際法上の制度に關する問題である。承認の制度そのものゝ存在については争を存しないが、制度の内容に至つては異説紛々として未だ決するところを知らない。けだし、それは國家の承認が國際慣習法上の制度たることに基くとともに、承認が默示的にも行はれ得ることに基くものであらう。さて、國家承認の語の實際の用法についてみるに、凡そ、それは根本的に異なる

二個のものに分ち得るが如くである。即ち、通常それは國際法團體の成員たる國家に從つて、既に一般國際法上の(而して私の所謂)「一般能力者たる國家」が、未だ國際法上の主體としての國家にあらざる國家を「國際法上の主體たる國家」即ち一般能力者として承認する場合」を指示するが如きも、或は之と異つて、單に國際法團體の成員たる國家が、他の國家について「既にそれが國際法上の主體たることを宣言し、爾後之と具體的に國際的乃至國際法的交通關係を開始すること」を指示する場合をも存するが如くである。而して、前述の國家承認に關する争は、所詮之を右のいづれに解するかをその争點とするものであると云ひ得るのである。

國家承認を以て「國際法上の主體たる國家として承認すること」であるとす見解は、國家承認に關する通説とも呼ばれ得るであらう。それに從へば、國家はその成立によつて當然に國際法上の主體たることなく、そのためには、別に既に國際法團體の成員たる國家によつて「國家の承認」が行はれることを要すとせられ、従つて、その效力は、未だ國際法上の主體にあらざる國家をして國際法上の主體たらしむるにあるとされる。この意味に於て、通説は又建設的效力説とも呼ばれる。然るに、國家承認を以て通説の如く解せず、國家はその成立によつて當然に一般國際法上の主體たり得るものとなし、従つて、被承認國家の國際法上の主體性に關する限り、所謂國家承認行為は單にその國際法上の主體たることを宣言する行為たるに過ぎずとなす見解は、かの建設的效力説に對して「宣言的效力説」と呼ばれる。しかしながら、この見解に於ては、國家の承認を以て單に被承認國家の主體性の宣言に盡きるとなすことなく、それは又「具體的に國際交通關係の開始せられることを意味するものとせられ、この意味に於て、國家の承認は宣言的效力説によれば無用なり」との建設論者よりの非難は正鵠を得たのではないとせられるのである。

右によつても明かなるが如く、建設的效力説と宣言的效力説との根本的相違は「被承認國家の主體性に關する限り」畢竟承認前の國家(未承認國家)の國際法上の地位に關する見解の相違に基くものである。それ故に、國家承認に關する争は承認前の國家の地位を焦點とするものであるとも云はれるのである。

二 從來、國家の承認に建設的效力を認むる學者は、同時に又所謂「國家承認の相對性」を説き、從つて又國家承認の相對的效力を主張するのが通常である。然るに、最近、同じく建設的效力説を支持しながら、從來所謂承認の相對性を否認せんとする見解が生ずるに至つた。それに從へば、「國家の承認」は一般國際法の規定に基いて行はれるものであり、而して、一般國際法は國際團體の全體に於て行はれるものなるが故に、一國によつて承認せられたる國家は當然に國際體内の爾餘の國家に對しても、亦國際法上の主體たる國家となるに至ると解せらるべきであると主張される。

三 他方、建設的效力説と宣言的效力説との争は、同時に又國家承認行為の法律的性質に關する争となつて發展したともみることが出来る。通説は、國家承認行為の法律的性質に關しては、之を雙方行為なりとする見解と、反對に一方行為なりとする見解とに岐れる。而して、建設的效力説の一般的傾向としては、雙方的行為説より漸次一方的行為説へと向ひ來れるものゝ如くである。然るに、宣言的效力説は右のいづれにも反對することによつて、鋭意建設的效力説の誤謬を立證せんとつとめてゐる。

- 1) Anerkennung neuer Staaten, Reconnaissance des Etat nouveau, Recognition of new States.
- 2) Lehre von der konstitutiven Wirkung.
- 3) Lehre von der deklarativen Wirkung.

## 二 國家承認の所謂「相對性」の吟味

一 結論を先にして云へば、私見に於ては、宣言的效力説は國家間の實行に合致せざるが故に實證的國際法意識の見地からは、之を否認するの外なしと解し、建設的效力説を以てむしろ現行國際法の實際に適ふものとなすのである。

然るに、從來の建設的效力説に從へば、「國家の承認」は相對的效力を有するに過ぎざるが故に、未だ承認を行はざる第三國に對しては、法的には何らの意味をも有することなしと主張せられる。固より、所謂「國家承認の相對性」については、實證國際法上之を認むるの外なしと思惟せらるゝも、しかし、實證國際法上

確認せられ得るところは、國家の承認は「未承認國家をして承認國家との間に相對的に國際法上の主體たる國家—即ち私の所謂「一般能力者」—と云ふこと以外の何ものでもない。國家の承認が相對的であり、從つて、その效力も亦相對的であるのは、この意味に於てあり、その限りに於て眞實なのである。故に國家の承認が第三國に對して法的には全然無意味なりや否やの問題は、本來國家承認の相對性の問題とは自ら別個の事柄に屬すべき筈である。重ねて云へば、國家承認の「相對性」は「國家としての—即ち國際法上の一般能力者たる國家としての—承認に關するものであり、從つて、國家承認が第三國に對して法的に無意味であるのは「國家として」の承認に關してである。かくて、國家承認の效力が相對的たることも、亦かゝる國家承認の當然の結果であると云はれる外はないのである。

二 さて、國家承認の相對性、從つて、又國家承認の相對的建設的效力の認めらるべきこと自體について異議を有せざること右の如き私見に於ては、かの絕對的建設的效力説に對して到底贅意を表し得ざるものである。何となれば、若しその云ふが如くんば、かゝる絕對的效力の發生せしめらるゝところの國家承認が、單に一國の任意に於て決せらるゝことになり、かくては、從來の國家間の實行とは合せざることゝなるのみならず、その誤なることは現行國際法の國家個人主義的基調にかへりみるも容易に察知せられ得るからである。若しそれ、その理由とせらるゝところに至つては、法の妥當の問題と法の效力の問題とを區別せざるものと評し得るものではなからうか、即ち特定の内容を有する承認に關する一般國際法規範が、國際法團體の全成員に行はれると云ふことゝ、承認の效力が相對的であると云ふこと即ち承認がかゝる特定内容を有する一般國際法上の制度であると云ふことゝは、何故に矛盾でなければならぬのか。繰り返へして云へば、國家承認と云ふ制度が相對的と云ふ特定内容を有すると云ふことゝ、一般國際法が國際法團體の全ての成員に行はれる法であると云ふことゝは、何故に矛盾でなければならぬのであるか。進んで云ふならば、一般國際法が國際法團體の全成員に妥當する法規であると云ふことは、何故に一般國際法が國際法團體の成員以外のものにも妥當する事實を否定しなければならぬのであるか。換言すれば、何

故に一般國際法上の主體が、獨り國際法團體の成員たる國家―私の所謂一般能力者―のみに限られねばならないのである。かくては、絶對的建設的效力論者の主張の一たる法主體の見解、即ち權利義務主體即法上の主體の見解と自家撞着に陥ることはないか。思ふに、その眞意の存するところ、或はそれが、建設的效力に關する通説に累されて、所謂國家承認の「相對性」を國家承認の第三國に對する法的無意味で、獨斷に解するの結果、敢て所謂絶對的效力を主張せんとするものではなからうか。

三 之を要するに、私見に於ては、國家承認の「相對性」は、寧ろ一般國際法の「一般的妥當性」と相容れざるものではない。何となれば、凡そ法律上の制度は各々當該制度に特有な内容を具有せるものであつて、それがかゝる特定内容を以て法主體に妥當するところにこそ、制度の制度たる所以が存すると考へられるからである。かくて、國家承認の「相對性」も亦國家承認制度の特定内容の一として妥當するのである。それによつて、一部承認國家は、承認を行へる國家との間に於ては一般能力者として認められ、而して、未だ承認を行はざる第三國との間に於ては、それが一般國際法によつて承認當事國相對的に一般能力者たることを認められたる趣旨相當の法的意味を獲得すべきであると考へられるのである。

- 1) 例へば、交戰團體の承認に關する法規は一般國際法規範である。しかし、交戰團體は國際團體の成員に非ることは説明を俟たない。
- 2) 國際法團體の構成員たる國家は、一般能力者たる國家（普通に所謂完全能力者たる國家）であると解する。

### 三 國家承認の第三國に對する法的意味の一吟味

一 以下は、國家承認の第三國に對する法的意味の全てに關する吟味ではない。それは、國家承認に基いて獲得せられたる被承認國家の相對的（一般的）主體性（一般的能力）の中、戰時（戰爭法並に中立法上の）主體性のみに關する考究である。二 さて、一部承認國家が承認當事國間の關係に於て戰爭法並に中立法上の主體性を有することは、それが相對的に一般能力者たることの當然の結果である。従つて、一部承認國家と之を承認したる國家との間に於ける兵力による闘争状態

が、少くとも國家承認當事國にとつて、國際法上所謂戰爭たることについては、一般に異論の存せざるところである。問題は、建設的效力説の通説が、所謂國家承認の「相對性」に基いて、その第三國に對する法的意味を全部的に否定し去らんとするところに―従つて、勿論被承認國家の交戰法規上並に戰時中立法規上の主體性を否定し去らんとするところにある。

思ふに、戰爭法上の主體たり得るものとしては、國家の外に交戰團體を存するのみである。然るに、右の場合にあつては交戰團體の承認は之を行ひ得ざるものと解する外はない。何となれば、交戰團體の承認の客體は革命によつて、或は地方的に分離獨立を企て、或は政府を顛覆して全國的に政權を把握せんとし、事實上の政府を有して中央政府（適法政府）と争闘を行ひ、その實力によつて中央政府の統治を一定の地域に於て排除―即ち一定の地域を占據―せる叛徒の一體であるから、右の如く、最早國家の承認を経たる一部承認國家については、交戰團體の承認の問題は生ずるに由なきものと解せられるからである。果して然らば通説の立場に立つ限り、被承認國家と承認を行ひたる國家との間に於ける戰爭は之を以て第三國に對抗すべき如何なる方法をも有し得ないこととなる。

去りながら、思ふに、かくの如きが一般國際法上所謂國家承認制度の趣旨であらうか。國家承認の「相對性」は、國家承認制度の趣旨に迄抵觸し得るものであらうか。而して、かくの如きが「相對性」の眞の意義なのであるか。次に、その然らざる所以を検討せんとするものである。

三 交戰團體の承認が適法政府によつて行はれる場合についてみるに、通常それだけ俘虜の交換又は叛軍に對する交戰國同等の待遇の如き默示的方法によつて行はれる。之によつて、叛軍は交戰法規上の主體としての地位を―當該戰爭に關する限り、従つて一時的に―獲得するに至り、従つて同時に、一切の第三國は中立國となるに至る。云ふ迄もなく、中立とは戰爭との關係より觀たる、交戰者に對する非交戰國家の地位である。故に、一切の第三國が交戰當事者雙方に對して中立國の權利義務を有するものなることは言を要せぬところである。之を要するに右の如き適法政府による一方の行爲は交戰團體の承認として、一切の第三國に對する關係に於ても、當事者間に於ける戰爭の存在と第三國の中立國たるの地位と

を同時に設定するに至るのである。即ち、之によつて、叛徒の一體は當事者間に於ては戰爭法規の適用を、第三國との間に於ては中立法規の適用を受けることとなるのである。

適法政府の一方行爲の結果たる交戦團體の承認に基く戰爭にして既に右の如くである。然るに、國家承認に基いて認められ得べき承認當事者間の戰爭に關して何故にその第三國に對する法的意味が全然否定されねばならないのであるか。固より、交戦團體の承認と國家の承認とは、各々異れる趣旨の存することは當然であるが、しかし兩者の間には、各制度固有の趣旨に基く相違以外に於て、或共通點の存することも亦同時に認められねばならないのである。故に、かゝる共通點を無視するが如き解釋の不當なるは勿論、該制度の趣旨に悖るが如き解釋に至つては到底之を認め得ざるところである。

かくて思ふに、少くともその戰時主體性に關する限り——一時的たる否とを除外しては——國家承認も交戦團體の承認も何等異るところはない。兩者の主要相違點は前者が他の國家に於て後者が自國內の叛徒の一體について行はるゝことの相違に基いて、後者が前者に於ては問題とならざる叛徒の行爲による第三國乃至第三國民に對する損害について、適法政府の責任を免れしめんとするところにあるに過ぎない。然らば、兩制度間に存する戰時主體性の承認に關する限りの共通點は對第三國的に如何に解せらるべきであるか。第一に、一般國際法が戰爭法の適用によつて國家承認當事者間に於てすら避けんとする闘の悲惨なる結果について第三國との間に中立法の適用なしとせられるが爲に之を一層増大せしむるが如き危険なる解釋は國家承認の眞の解釋と看做さるべきであるか。第二に、通常例へば、叛徒との間の俘虜の交換又は交戦國同等の待遇の如き適法政府の默示的行爲が、交戦團體の承認としての特別能力者の成立を意味し、延いては第三國をして中立國たらしむるにかゝけらず、相對的にもせよ國家としての一般能力者の成立を意味し、従つて、その後に於ける當事者間の争闘は當然に戰爭として認めらるべきところの國家承認の意思表示が、何故に第三國として中立國たらしめないものであるか。第三に、抑々中立とは戰爭より觀たる、交戦者に對する第三國の地位たることは前述の如くである。かくて即ち、戰爭に参加せざる第三國はすべて中

立國である。故に、中立とは當事者間の戰爭によつて、設定せらるゝ第三國の地位である。果して然らば、何故に交戦團體の承認に於けると同様に一般國際法によつて——しかし一般能力者としては相對的にはあるが——交戦主體性を有する一部承認國家とその承認を行へる國家との間に於ける戰爭のみが、非交戦者たる第三國をして中立國たらしむることなしと解せねばならないのであるか。以上の如きは、國家承認が一部承認國家について戰時主體性をも認めたる趣旨にも適せず従つて又、一部承認國家とその承認を行へる國家との間の争闘については之を戰爭として認むる趣旨にも合せぬのである。のみならず、同じく一般國際法上の制度たるにかゝけらず、而して又兩者間に於ける共通點の存在にもかゝけらず、交戦團體の承認と國家の承認との間に理由なき差異が附せらるべきではない。更に又、一般國際法が一部承認國家について交戦能力をも認め、従つて承認當事者間の争闘については交戦當事者間の戰爭として認むるにもかゝけらず、かゝる戰爭に参加せざる第三國は何ら中立國たることなしとなすが如きは、國家承認制度の趣旨にあらざるのみならず、實に又、中立の概念に即する所にもあらぬのである。

こゝに於て、國家承認は被承認國家に對して（相對的には一般主體性を）絶對には戰爭法並に中立法上の、いはゞ特別主體性を附與することを、國家承認の第三國に對する法的意味存在の論證の一試圖に基いて主張せんとするものである。

1) *Kriegspartei, Partie belligerente, Belligerent Community.*

2) 適法政府による承認の外に、第三國による承認がある。しかし、兩者は各々その目的を異にし、その條件（並に効果を）を異にする。のみならず、後者は前者の如く適法政府（即ち當事者）の一方行爲に出づることなく、第三國の發意に出づるものである。故に、國家承認の如く承認を行ふ國家の一方的行爲の第三國に對する意味の吟味を問題とするこの場合に於ては第三國の發意に出づるものなる上に、條件上の制約のために一切の第三國の行ひ得るところにあらざる後者については、之を考察するの要はないのである。

2) *Neutrality, neutralité, neutralty.*

—昭和十一年十月 京都に於て—

# Norman Conquest の

## 英語々彙に及ぼせる影響

助教授 八 鳥 治 一

はじめにことばありき。

その昔、各國の代表が神様の前に召集され、それ／＼の舌(言葉)を賜つた。彼等が將に退場しようとする時、英國の代表が駈附けたが神様はもう與へる舌を持たないので當惑した。そこでもう一度各國の代表者を呼戻して相談した結果、各國の舌を少しづつ切つて英國の代表に與へることになつた。かゝる故に英語には各國語の要素が多分に含まれてゐるのである。といふ荒唐無稽な話が言語學の芽生えんとする頃には、いとも眞面目に考へられたものである。斯の如き「言語の神授説」が生れる程に英語の中には外來語要素を夥しく包含してゐる。その内で最も英國人の生活に思想に文藝に根本的な影響を與へたものゝ横顔を覗いて見ようと思ふ。

○  
フランスと英國との密接な關係は Edward the Confessor (1042—1066) の時に初まり、彼の死後王位繼承問題に關して一〇六六年 Normandy 公 William は英國を攻めて征服し、同年のクリスマスの日を下し

て英國王となる。これを Norman Conquest といふ。

この征服の直後、英語(古代英語又はアングロ・サクソン語といふ)は相變らず一般民衆に依つて話されてゐたが、公的——宮廷・城中・學校・教會・法廷——にはノルマン佛語(Norman French)が使用された。

従つて英語は上流社會の又文藝の言語から下層社會の言語へと轉落した。この二つの言語が大ブリテン島に相並んで榮え、所謂 Bilingualism の状態を現出した。

この様な言語の不安定な状態は、英國が一〇二四年(King John)に Normandy を失ふまで續く、大陸と交渉を絶つた英國内には、一種特色ある言語(Anglo-French)が發達した。この中には既に多數のノルマン佛語を持つてゐることは當然である。然して當時ヨーロッパに於ける學問、藝術の中心は巴里(特に巴里大學)であつたから、中央フランスとの交通が頻繁となり、且つ英國内に佛文學翻譯が流行したのと相俟つてこの時期(1250—1350)には巴里の中央佛語の影響をうけたことが見られる。しかし再び英語が、下層階級の言語から國語としての地位を取戻すに到つたのは一三六四年(Edward III) 國會が英語使用を決議した

時からである。

以上の如き寔に渾沌たる言語の動搖に光明を與へ、無統制な英語を思ふ存分統一驅使して、標準英語を確立せる大人物は文豪 Geoffrey Chaucer (1342—1400) である。當時、教養ある人々は好んでラテン語乃至フランス語で物を書いたもので、チヨーカーも同じくフランス文化、特にその文學とイタリヤ文學の洗禮を受けたにも拘らず、敢然として英語を自己の作品に使用して、英文學独自の作風を生み、英文學を世界的水準まで高めた姿、まさに英文學「曉の明星」であり、近代英語の一大恩人である。

○  
Norman Conquest が直接・間接に英語の性格に與へた影響は大きく、中でもその語彙を豊富にし、英語の表現能力を増大した事は特筆大書すべきで、如何様な單語が英語に入つたかといふことを詳細に研究することは當時の文化・制度・學藝及び社會情勢を知る上に、必要欲くべからざるものである。のみならずその語彙を母胎として今日の英吉利文化を築き上げて來た事を考へる時、尙一層その感を深くするのである。

次に簡單な分類を試みる。

一、武士道に關する語、  
charity, chivalry, courage, courtesy, honour, pity, virtue, etc.

二、宗教に關する語、  
angel, baptism, church, clergy, clerk, cloister, miracle, paradise, sermon, service, etc. (サービスは日本語化して色々の意味を持つが、原義は神への奉仕＝勤行である。)

三、法律に關する語

assize, bailiff, crime, court, damage, debt, heritage, judge, justice, marriage, plea, prison, suit, etc.

法律の術語は特に "Law French" と稱し十七世紀の終りまで法廷に使用された。

四、戦争に關する語

armour, arms, banner, battle, captain, colonel, company, enemy, force, lieutenant, officier, soldier, standard, tower, war, etc.

五、政治に關する語

authority, country, crown, emperor, empress, estate, government, minister, nation, parliament, people, power, realm (これと相並んで英語固有の kingdom を残す), reign, royal, sovereign, etc. 但し king, queen は英語固有の語である。

六、親族關係の語

aunt, cousin, nephew, niece, uncle. 但し father, mother, brother, sister は英語固有の語である。又 father-in-law 等の複合詞は英語固有の語を結合してはゐるが、佛語を逐字譯したものである。

七、呼びかけ、感嘆詞

adieu, alas, madam, master, mistress, etc. 但し lady, lord は英語固有の語。

八、稱號に關する語

baron, baroness, captain, chamberlain, colonel, constable, count, countess, duchess, duke, marquis, marshal, noble, officier, peer, peerage, squire, viscount, etc.

但し knight は英語固有の語である。爵位の稱號は earl を除いては全部佛語、しかし earl の女性形も佛語である。

九、服装に關する語

cloak, coat, costume, dress, garment, gown, robe, etc.

十、食事に關する語

dine, dinner, feast, fork, napkin, plate, sauce, sausage, soup, table, etc. 比較的質素な朝食である breakfast は英語固有の語である。

十一、狩獵、娛樂に關する語

cards, comfort, chase, delight, dice, falcon, quarry, joy, pleasure, sport, etc.

但し hunt は英語固有の語である。

十二、建築に關する語

arch, castle, chapel, choir, cloister, column, manor, mansion, palace, pillar, porch, etc.

十三、封建制度に關する語

feudal, fief, homage, liege, vassal, etc.

十四、家具に關する語

bottle, butler, carpet, chair, furniture, lamp, lantern, etc.

十五、職業に關する語

barber, butcher, carpenter, draper, gracer, mason, painter, tailor, etc.

但 baker, fisherman, miller, shepherd, shoemaker, smith, weaver 等比較的身分の低い職業の名は固有の語が残る。

十六、一般日常語

able, age, air, cry, ease, face, hour, pass, river, use, very, voice, etc.

次に英語の語彙を豊富にした他の作因を言語學の術語に依つて分類すれば、

一、Doubles.

同じ語根を有する語が、一はノルマン佛語から、他は巴里の中央佛語から直接に入つた場合に違つた意味を持つ二語となる。

chase (C. F.) — catch (N. F.), charrel — cattle, lance — launch, guardian — warden, gage — wage, etc.

註、ノルマン佛語の C・W は各々中央佛語の ch・s に當る。尙次の如き gentle — gentee, motive

— motif 等 Doubles で各々後者は前者より後期に英語に入つた事をアクセントの位置に依つて知ることが出来る。即ち英語のアクセントの原則は第一音節にある、古き時代の外來語は英語本來のアクセントの原則に支配され後期の外來語は佛語のアクセントを持つ。

二、Synonyms.

英語にある單語と同じ意味内容を持つ佛語が同時に存在する。例へば

stool (E.) — chair (F.), town — city, work — labour. の如くである。

Synonym に於ける英語は原始的で且つ深い傳統を持つてゐるが故に、英本國人の心に近く、外來語は一般に洗練されてはゐるが、形式的である。hut — cottage, help — aid, deep — profound, etc.

動詞に於いて、外來語は文語に用ふ。

begin — commence, hide — conceal, feed — nourish, look for — search for, etc.

附記。我が國語にては、牛と牛肉を區別するから ox, beef の區別は珍らしく感じないが、古代英語及び佛語に於いては牛も牛肉も同じ字を使つてゐたのである。しかるに Norman Conquest 以後は W. Scott (1771—1832) の小説「アイバンホー」の作中の人物が、生きてゐて世話のかゝる時は古代英語 ox で肉にして營養な食卓にのぼるときは佛語 beef となると皮肉つてゐる如く、Synonym として存在すべき語が異つた意味内容を持つに到つた。この意味に於いて次の例は歴史的な話題を持つものである。

ox (E.) — beef (F.), sheep—mutton, calf — veal, swine — pork, deer—venison, etc.

その他これに類するものは blossom — flower.

### 三、Hybrids.

英語と佛語とが結合して一語をなす「混成語」である。

「フランス語+英語の接尾語」の例、

beautiful, artless, dukedom, courtship, falsehood, courtly, fairness, etc.

「英語+フランス語の接尾語」の例、

shepherdess, forbearance, shortage, etc.

この様に、自國の語幹に他國の接尾語を附けることは言語學上珍らしく、英語の自由性を遺憾なく發揮してゐるものといふべし。

### 四、Derivatives.

佛語から來た due を分化して英語は duty を生む。(この duty に相對應する佛語は存在しない)更に英語は duty から dutions, dutiable, duted, dutiful, dutifully, dutifness, dutiless と分化してゐる。その他 state—estate, warrant—warranty, guaranty (action)—guarantee (person), etc. 尚、單語の「形態」「發音」「アクセント」への影響も考察すべきであるがこゝには省略す。

以上の單語は、主として一〇六六年より一四〇〇年までに英語に入つたものゝ中、極めて單純な單語を拾つたのである。これに依つても大略想像出来る様に Norman Conquest の結果、英國はヨーロッパ大陸に滔々と流れてゐた文化の主流に直面した爲め、その流れに靡しく咲き競ふ文化の花が澎湃として英國に入つたのである。そしてその通路はやがて文藝復興の又近代科學の果實を英國へ運ぶ通路ともなつたのである。更に語學的には、この Norman Conquest の洗禮を受けたことに依つて、近代英語の一大特徴である、あの男性的な「簡潔・自由性」へ力強く伸びんとする基礎を置かれたともいへるのである。

### 主な参考文献

- Chasen: History of the English Language.
- Krapp: Modern English.
- Lounsbury: English Language.
- Jespersen: Growth & Structure of the E. L.
- Serjeantson: History of Foreign Words in English.

## 唐松岳にのぼる

田邊信太郎

林すぎて川べにいぬこゝにして雪の遺蹟のはるばるとみゆ

岩ヶ根に吹雪さけつゝおのが身のぬくみをひたにいたはりにけり

吹雪ゆゑひと日こもり山小屋の夕飯はむとて灯をともしけり

あかときの雲よこさまにくづれゆく雪山の小屋にめざめけるかも

雪山の小屋にねたりてあさあけの窓べに汗をすゝりけるかも

星くらく樹氷なみたつ雪山の裾べしらじら夜はあけにけり

小屋いでて尾根べいゆけば氷にこぼる雪さむざむと夕日赤しも

いつさんに映におりきてふりさけば吹雪なるらし頂みえず



# 學 內 報

## 第三學期授業終了と

### 卒業、進級試験日割

部 別	授業終了	試験期間
大學各學部第三學年	一月廿五日	自二月十三日 至二月十七日
同	二月十日	自三月二日 至三月十八日
大學豫科第一豫科三年	二月十三日	自二月十八日 至二月廿七日
同 第二豫科二年	二月十三日	自二月廿七日 至三月四日
同 第一豫科一、二年	二月廿七日	自三月十三日 至三月十三日
同 第二豫科一、二年	二月廿七日	自三月十三日 至三月十三日
專門部第一、二學年	二月二十日	自二月十九日 至三月十一日
同	二月二十日	自二月十九日 至三月十一日
專門部第二、三學年	一月卅一日	自二月六日 至二月十九日
同	二月五日	自二月十五日 至三月九日

### 臨時協議員會

一月九日午後五時より新大阪ホテルに於て臨時協議員會開催、協議員一名選舉の結果満場一致を以て法學博士神戸正雄氏當選した。

### 國語漢文科の

### 文部省檢定試験

豫て專門部文學科國語漢文專攻科卒業生に對し中等教員國語科無試験檢定申請中の處、二月四日文部省よ

## 校 友

### 關大昭八會

昨秋母校の大學祭當日を下して發會式を擧げた關大昭八會は舊曆二十二日午後六時から千代崎橋畔いろはで盛大な忘年會を開催した。會する者二十餘名「ヤク」「ヤク」の久瀾を叙す言葉も親しく談笑裡に發會以來の經過報告並に昭和十二年度の幹事選舉が行はれた。頃は好し、酒が出るすき焼が始まる。唄ふ。踊る。斯くて超盛會裡に母校の萬歳を三唱し記念撮影を終へて午後十時散會した。  
(野村記)

### 動 靜

尚十二年度幹事として渡邊、野村、顯谷、佐々木、宮崎の諸氏が選出された。

岡野重三郎君(明四五專法) 神戸貿易同業組合書記長  
住所神戸市林田區蓮宮通二丁目四九

日屋根安昂君(天二專法) 地方警視、那霸警察署長  
山口 友吉君(天三專法) 京都地方裁判所判事

澤邊金三郎君(天三專法) 辯護士  
清水 萬次君(天三專法) 警視廳蒲田警察署長  
住所東京市蒲田區新宿町三八九

勝木 隆亮君(天三專法) 大阪保險事務所庶務課退職  
前田惣之助君(天三專法) 大阪市保健部退職  
藤田 嘉文君(天三專法) 網島署退職  
廣岡龜太郎君(天三專法) 靜岡縣掛川署退職  
立野 忠吾君(天四專法) 新京特別市公署經理科

内堀憲太郎君(天五專商) 大阪株式取引所、住所北區堂山町一四

荒賀 勝平君(天六專法) 京都府參事會會員、住所京都市上京區油小路北大路上ル

馬場 弘道君(天六專商) 直輪商、馬場弘道商店經營  
清瀨 英一君(天六專商) 東區高麗橋五丁目萬年社營業部

正木 公雄君(天八大法) 大阪市電氣局電燈部扇町營業所長

中村八十一君(天八專法) 任臺灣總督府事務官、總督官房法務課長、住所臺北市千歲町二丁目官舎

梅田 鶴吉君(天二專法) 辯護士、住所德島市寺島町  
廣實 郁雄君(天三專法) 計理士、住所西區西道頓堀通四丁目一三

土方 一男君(天三專法) 福岡縣飯塚市上三緒、上三緒鑛業所  
(舊姓脇屋)

黒田 浩君(天四專商) 大阪市經理部調度課用品係長

出口 清一君(天二五大政) 神戸市灘區役所稅務係、住所灘區大内通五丁目八八

河原 政治君(天一五專商) 神戸市葦合區役所戶籍係  
谷原九三藏君(昭二大法) 警部補、大阪府警察部交通課

(舊姓堀川)  
久保 金藏君(昭二大法) 警部補、大阪府大津署  
山下喜代志君(昭二大經) 大林組北島出張所、住所徳島市常三島町常三島一九七

田中 謙治君(昭二專經) 神戸市林田區役所庶務係

り試験官來學、第三學年生徒の學力檢定試験があつた。

### がくほう抄

▼新年宴會 一月八日電氣俱樂部に於て關甲及二商、同日あし家に於て職員、十七日新大阪ホテルに於て教授講師の新年宴會があつた。

▼經商研究会 十二月十六日(水)天六學會に於て講師佐伯三郎氏の「徳川時代に於ける大名と町人」と題する研究報告あり、一月二十六日(火)天六學會に於て教授西村勝太郎氏の「勘定學說を中心として會計學成立の理論的條件」なる研究報告があつた。

▼中谷敬齋教授 昨年十一月より實施せられた思想犯觀察保護法に基き舊職司法省辭令(十二月十六日附)を以て思想保護司を囑託された。

▼新町徳之教授 冬期休暇中「日本に於ける支那哲學倫理思想史研究の現状」調査の爲和歌山、徳島、高知、香川、愛媛、大分、松江、鳥取の各縣地方を旅行した。

▼大山彦一教授 一月二十四日大阪府齒科醫師會主催記念講演會にて「現代ナショナルリズムと社會問題」、一月二十七日友和クラブ別館關大O・Bクラブに於て「現代ナショナルリズムと南進論」の講演をなした

▼内多精一教授 區劃整理の結果住所地名改稱

京都市上京區室町通北大路上

▼木村健助教授 京都市外向日町住宅地に轉居

▼龍野健次郎講師 京都市外向日町住宅地に轉居

▼フィンチャ講師 兵庫縣武庫郡精道村芦屋平足一〇〇二に轉居

▼近藤英吉講師 京都市左京區北白川下池田町九二(電上五八九六)に轉居

野崎 正雄君(昭三 大法) 警部補、今福署

田中恒次郎君(昭三 大法) 警部補、今宮署

赤尾 保君(昭三 專法) 神戸市兵庫區役所庶務係

尾崎 米一君(昭四 大法) 警部補、鶴橋署

桂 昌俊君(昭四 大法) 警部補、玉造署

氏林 嘉一君(昭七 大法) 大阪海上火災保險會社

加藤 義一君(昭四 專經) 西區京町堀通二丁目五、不動貯金銀行西支店

多田 隆久君(昭四 專經) 神戸市神戸區役所會計係

廣瀨 義雄君(昭五 大法) 奉天小東崗、軍政部被服本廠軍需上尉

岩成 長次君(昭五 大法) 警部補、市岡署

西田 利廣君(昭五 大法) 警部補、岡町署

古川 親君(昭五 大法) 大阪府警察部外事課

阿部 一雄君(昭五 大經) 大阪刑務所庶務課、住所堺市田出井町官舎

緒方 基則君(昭五 專法) 大藏省主税局、住所東京市目黒區下目黒四丁目八五一

梅澤國太郎君(昭五 專經) 大阪貯蓄銀行船場支店、住所東淀川區今里北通二丁目三〇

賀本 敏英君(昭五 專經) 梅鉢自動車商會、住所西淀川區西塚本町五八三

池田 一郎君(昭五 專商) 神戸市葺合區役所庶務係、住所湊東區多聞通六丁目一二四

三谷 久男君(昭六 大法) 警部補、天満署

倉知 修君(昭六 專法) 計理士、住所旭區森小路町一六

山本 寛二君(昭六 專法) 神戸市灘區役所戸籍係

友成 政夫君(昭六 專法) 神戸市土木部運輸事務所長

住所林田區池田谷川二〇七

大森 幸造君(昭六 專商) 神戸市立救護院

井上 忠夫君(昭六 專商) 川崎造船所材料部購買課

住所神戸市灘區篠原中町五丁目マヤハウス内

築地 藤一君(昭六 專商) 大邱府内唐洞二〇七、嶺南學園

吉森 巖君(昭七 大法) 神戸市林田區役所庶務係、住所須磨區庄山町三丁目四一

三木 忠章君(昭七 大法) 香川縣立坂出商業學校教諭

住所香川縣綾歌郡坂出町東新濱

富岡 孝一君(昭七 大法) 大阪税關、住所東成區中本町四五三城東園

二口 貞信君(昭七 大法) 大阪府警察部保安課

吉川 平治君(昭七 大法) 曾根崎署

赤野 正男君(昭七 大法) 網島署

(舊姓倉田) 瀧江 繁夫君(昭七 大法) 大阪府警察部特別隊

吉田 正之君(昭七 大政) 市岡署

立石 晴男君(昭七 大經) 今福署

藤野 春二君(昭七 大經) 泉尾署

森田 政雄君(昭七 專法) 大阪府土木部茨木出張所、住所三島郡茨木町一〇七五宮本方

泉本 正隆君(昭七 專法) 網島署

米富 康雄君(昭七 專法) 神戸市財務課、住所兵庫區塚本通二丁目一

(念庄山本) 松島與喜三君(昭七 專法) 神戸市經理課

谷口 靜雄君(昭七 專商) 國際運輸奉天陸運部

橋本 秀雄君(昭八 大法) 東區北久寶寺町二、聯合紙

器會社大阪營業所、住所西淀川區塚本町七五一

〔舊名未吉〕 田中 清司君(昭八 大法) 警部補、鶴橋署、住所東成

區生野新家町一三

古川 秀雄君(昭八 大法) 大阪市北區役所

喜多省三郎君(昭八 大法) 市岡署

濱崎 正雄君(昭八 大法) 戎署

西浦 堯三君(昭八 大法) 大阪刑務所戒護課

上田 荒君(昭八 大法) 大阪朝日新聞社九州支社、住所門司市東本町三丁目

木下 忠天君(昭八 大商) 大阪商船會社大連航路吉林丸

細川 生男君(昭八 專一 大商) 朝鮮龍山步兵第七十八聯隊

第二中隊

中村 正藏君(昭八 專一 商) 大平火災海上保險會社大阪支店、住所三島郡吹田町西奥町一〇九〇

松浪 庄造君(昭八 專二 法) 和泉人絹會社

緒方 三郎君(昭八 專二 法) 九州帝國大學法文學部在學

住所福岡市外箱崎町九州帝大寄宿舎

山上 實君(昭八 專二 法) 滿洲國海拉爾興安北省警備

軍司令部、陸軍軍法中尉

飯森 德秀君(昭八 專二 法) 高田歩兵第三十聯隊第十一中隊

播磨 武次君(昭八 專二 法) 臺北市樟山尋常小學校

森田 武芳君(昭八 專二 法) 朝鮮咸鏡北道清津府、清津

電信電話技術官擔當區

上野 政次君(昭八 專二 商) 大阪府賣藥同業組合、住所

住吉區王子町一丁目一五

西本福之助君(昭八 專二 商) 亞細亞年鑑發行所神戸支局

金子 一廣君(昭八 專二 商) 計理士

丸野 智君(昭九 大法) 泉尾警察署

兒玉市太郎君(昭九 大法) 網島警察署

島谷 貞一君(昭九 大法) 新町警察署

角谷 文雄君(昭九 大法) 高槻警察署

吉田 堅君(昭九 大法) 大阪府警察部特高課

島橋 良一君(昭九 大法) 高津警察署

片岡 宏君(昭九 大法) 今宮警察署

中村 興君(昭九 專一 法) 滿洲帝國錦州省北鎮縣公署

荒金 宅治君(昭九 專一 法) 大分縣大分郡南庄内校、住所別府市北石垣

西尾 芳治君(昭九 專一 法) 大阪市水道部

冬木 伊作君(昭九 專一 法) 神戸市立東山病院、住所灘

區灘南通三丁目九六

井上 二郎君(昭九 專一 商) 神戸市神戸區役所稅務係、住所湊東區荒田町三丁目六〇

淺井 漢君(昭九 專一 商) 伊豫電鐵八幡濱支店、住所

愛媛縣八幡濱市栗ノ浦

神原 正雄君(昭九 專二 商) 神戸市役所市場課、住所須

鷹見 幸雄君(昭九 專二 商) 滿洲國安東市場通八丁目一

滿洲電業會社

藤崎民次郎君(昭九 專二 商) 大阪府總務部議事課、住所

住吉區帝塚山西五丁目一一七

木村 信雄君(昭一〇 大法) 中本警察署

馬場 達平君(昭一〇 專一 法) 神戸市民病院會計課、住所灘區大内通五丁目一〇七、出口方

櫻井 忠良君(昭一〇 專一 法) 大軌百貨店

久田見義男君(昭一〇 專一 法) 大阪市水道部

久保 武嗣君(昭一〇 專一 商) 大阪毎日新聞社、住所南

河内郡高鷲村惠我之莊、德久方

鐵井 勉君(昭一〇 專一 商) 西島製作所營業部

深水 義春君(昭一〇 專二 法) 神戸市土木部、住所兵庫區上澤通二丁目四三

田中辰太郎君(昭一〇 專二 法) 神戸市灘區役所稅務係、住所灘區畑原通二丁目八

織田 猛一君(昭一〇 專二 法) 神戸市須磨區役所庶務係

住所湊區上三條町一〇四

小野 幾男君(昭一〇 專二 商) 神戸市立職業紹介所、住所須磨區須磨浦通三丁目七三

川上 清治君(昭一〇 專二 商) 廣島市蟹屋町、國際通運

會社廣島支部

森 福太郎君(昭一一 大法) 京都市下京區四條鳥丸東入

ル東京火災保險會社京都支店

河井 嘉一君(昭一一 大法) 太平自動車會社、住所東京市神田區旭町三ノ三、山田商店内

松浦 孝君(昭一一 大法) 三重縣度會郡小俣町二五五

〇、宮川モスリソ會社神府寮内

長崎 幸彦君(昭一一 專二 法) 高知地方裁判所檢事局、住所高知市田淵町二二〇

中田 昇君(昭一一 專二 法) 廣島歩兵第十一聯隊第六

中隊第四內務班

千馬 馨君(昭一一 專二 法) 山陰線鳥取驛

池上 直臣君(昭一一 專一 商) 灘警察署、住所神戸市灘區篠原南町五丁目一一一

小川 壯一君(昭一一 專二 法) 神戸市土木部運河事務所

生島 音三君(昭一一 專二 商) 神戸銀行榮町支店

戶田 義明君(昭一一 專二 商) 播磨造船所、住所兵庫縣

赤穂郡相生町釜谷、山下寮

移動

山本 勝市君(推) 東京市澁谷區豊澤町四九  
 眞田 俊雄君(昭三八專法) 臺灣新竹市旭町一丁目七  
 阪下 徳道君(昭四三天法) 東京市麻布區霞町六  
 中田 豊雄君(昭四三專法) 徳島市西横町  
 樋口哲四郎君(天二專法) 住吉區昭和町西四丁目二二  
 櫻井右之助君(天二專法) 中河内郡巽村大地  
 原田 正夫君(天二專商) 西淀川區塚本町一七九  
 倉本爲三郎君(天六專法) 尼崎市宮内町三丁目一三三  
 石丸虎之助君(天六專商) 豊能郡池田町野一三八、野  
 村山莊内  
 森田 良三君(天七專法) 天王寺區上汐町二丁目一七  
 五十川直市君(天二專法) 神戸市灘區船寺通一ノ三八  
 古澤 文人君(天二專商) 吳市西片山町二八ノ三  
 (舊姓岩屋)  
 後藤林三郎君(天二專商) 神戸市神戸區中山手通六丁  
 目一三ノ一  
 富山 忠三君(天三專經) 東京市淀橋區柏木三丁目三  
 八一  
 増子 一己君(天一三專經) 住吉區麩合町二三六  
 (天四專經)  
 井阪 恭一君(天三專經) 北區善源寺町六丁目五三  
 石原 信次君(天一四專法) 西淀川區大和田町三四四  
 (舊姓橋田)  
 土井浪五郎君(天一五專經) 岡山縣赤磐郡瀬戸町寺地八  
 七二  
 山口 常一君(昭二大經) 豊中市新免二六  
 福田 繁芳君(昭二專法) 東京市本郷區元町一丁目一

馬目 重則君(昭二專商) 港區八幡屋松之町二丁目二  
 五九

岡本 龍三君(昭三專法) 奉天霞町五五  
 森 且盛君(昭三專法) 神戸市須磨區下寺町四丁目  
 五七  
 白川友三郎君(昭六三專文) 和歌山市小貝町  
 服部 實君(昭四大法) 中河内郡八尾町小阪合六三  
 前田 仁郎君(昭四大法) 東區道修町一丁目八  
 上西嘉太一郎君(昭四大法) 兵庫縣武庫郡精道村芦屋  
 古新田五八二

(舊姓野田)  
 田中 又三君(昭四大經) 三重縣三重郡桶村南川  
 沖 正一郎君(昭四專法) 南洋ラサ島工業會社磯山  
 塩崎 理夫君(昭七四大政) 住吉區駒川町六丁目六  
 加藤 義一君(昭四專經) 住吉區北田邊町七四三  
 皆川 武君(昭四專商) 神戸市灘區王子町二丁目七  
 三六

佐藤悌次郎君(昭五大法) 兵庫縣武庫郡精道村芦屋田  
 中九五九ノ一  
 在里 巍君(昭五專法) 神戸市須磨區大手町六丁目  
 七七

(舊姓大地)  
 宇治喜三郎君(昭五專法) 三島郡茨木町上中條一六八  
 〇一八  
 小山 一敬君(昭五專法) 神戸市灘區高羽竹九六  
 多賀 恒一君(昭五專商) 神戸市林田區重池町二丁目  
 八九

大久保英一君(昭五專商) 住吉區平野西ノ町一一七  
 高岡 末彦君(昭六專經) 尼崎市東御園町一五

澤 寛一君(昭六專商) 三島郡茨木町下中條二二三  
 田内方

(舊姓龜雄)  
 橋本 欣三君(昭六專商) 旭區中宮町四八八  
 清水 正君(昭七大法) 南區間屋町三九  
 今村 茂君(昭七大政) 大連市久方町五、鴻業ビル  
 内二

西村 幸雄君(昭七專法) 旭區中宮町七四七ノ七  
 松本 豊馬君(昭七專法) 神戸市灘區下河原通四丁目  
 五四一

入江 雄次君(昭七專商) 東淀川區三國本町三一五  
 原 邦祐君(昭七專商) 住吉區住吉町東二丁目四  
 石塚 俊次君(昭八專一法) 神戸市灘區八幡町一丁目四  
 岡本方

小谷 茂雄君(昭八專一法) 臺北市表町一丁目五〇  
 渡邊 友年君(昭八專一商) 西淀川區野里町七九四  
 馬場 盛一君(昭一八專一商) 中華民國天津日本租界吾妻  
 街二號

秋山 壽夫君(昭八專一商) 北區澤上江町六丁目三一、  
 石畝方

福留 淳君(昭八專一法) 港區桂町二丁目三一ノ六、  
 舞田瀧市方

杉本 巖君(昭八專一經) 中河内郡布施町東足代  
 柴田 太市君(昭八專一經) 港區壽町二丁目三九  
 伊原 利秋君(昭九專二商) 大阪市東淀川區三國町高須  
 八四六  
 西本福之助君(昭八專二商) 兵庫縣武庫郡本山村岡本一  
 二七〇

丸山 新一君(昭九 大法)

此花區春日出町一五一ノ一

濱田榮三郎君(昭九 大商)

二、高畠定一方

濱元 一好君(昭九專一法)

港區尻無川北通五ノ一七九

藤野 四郎君(昭九專一法)

神戶市神戶區下山手通八丁

楠島 信一君(昭九專一法)

目二二、野町方

横谷 絢一君(昭九專一經)

兵庫縣川邊郡伊丹町三二六

古本 宗作君(昭九專一商)

朝鮮忠清北道清州邑本町一

中村 忠夫君(昭九專一商)

丁目齋藤方

前原 尙正君(昭九專一商)

東成區大今里町八一五ノ四

小嶋 武一君(昭九專一商)

黑田國光堂

中田秀太郎君(昭九專一法)

住吉區西住之江二丁目四〇

北村德三郎君(昭九專一經)

横濱市鶴見區平安町一丁目

權代 茂君(昭九專一經)

一六七平安莊

德見 正夫君(昭一〇專一商)

愛媛縣温泉郡三津濱町須先

松川 義雄君(昭一〇專一商)

町、榊井重五郎方

大橋 秀夫君(昭一〇專一法)

中河内郡布施町高井田一五

池田 利美君(昭一〇專一商)

旭區中宮町四八八、橋本方

壺井 富治君(昭一〇專一商)

東淀川區十三東ノ町十三温

龜山 朝謙君(昭二專一法)

沖繩縣首里市山川町一丁

村井 一郎君(昭二專一法)

目九

森尾 善一君(昭二專一法)

〇、淺野正忠方

氏家 正忠君(昭二專一商)

小倉市魚町五丁目

山本 一樹君(昭二專一商)

愛媛縣新居郡泉川喜光地

牧浦 邦雄君(昭二專一商)

東町、氏家齒科醫院内

菊池 圭一君(昭二專一商)

兵庫縣加古郡天満村中村

黒崎 武二君(昭二專一商)

井上末光方

辻本 外男君(昭二專一法)

六、吉川秀信方

藤原 忠君(昭二專一法)

西宮市津門綾羽八三一

山本 克巳君(昭二專一法)

西宮市東海岸、日米礦油

五島 進君(昭二專一法)

小倉市東海岸、日米礦油

原田 務君(昭二專一法)

會社内

天神 勇男君(昭二專一法)

石川縣羽咋郡千里濱村

木下 隆義君(昭二專一法)

神戶市林田區長田町坂ノ

橋高 護君(昭二專一法)

頭三四

森野 泰命君(昭二專一法)

神戶市湊東區荒田町四丁

加藤方

高山 楨太君(昭二專一經)

旭區生江町四八八

中村光太郎君(昭二專一經)

三島郡千里村片山二〇、

井關 清君(昭二專一商)

大石方

東成區片江町七〇七

森岡 保喜君(昭三 大法)

昭和十二年一月五日

本位田勝三君(天六 專法)

昭和十一年一月

加地 良七君(天一三專法)

昭和十一年十二月一日

吉村 保男君(天四專商)

昭和四年七月十七日

山本 賢吉君(昭二 專法)

昭和十年八月

渡邊福太郎君(昭三 大經)

昭和十一年十二月

尾高 清吉君(昭三 專經)

昭和十一年十二月

丸野 仁君(昭四 大經)

昭和十一年十一月二十三日

西邑 昇君(昭五 專商)

昭和八年五月一日

中川 義澄(昭二專一商)

昭和十一年七月四日

黒田 喜朗(昭二專一商)

昭和十一年十二月二十三日

逝 去

改 姓 名

(舊)

(新)

齋藤 政次郎

酒井 政次郎

岩岸 林三郎

後藤 林三郎

横山 浪五郎

土井 浪五郎

野山 又三

田中 又三

大池 喜三郎

宇治 喜三郎

淺井 義臣

竹澤 義臣

山本 與喜三

松島 與喜三

大野 平人

大野 禎春



### 皇陵崇敬會 (千里山)

#### 第四次第九回例會

十二月例會を二十日大和櫻井方面に行ふ、大軌上六驛發櫻井驛下車、舒明天皇押坂陵に参拜す、糖手姫皇女押坂墓も御同城なり、この御陵には御酒の御供ありて其の由來を河村教授より御説明ありて得る處多し、上六驛を出る頃より降り初めし雨漸く本降りとなつて、傘の用意なき人を困惑させる、續いて鏡玉女及び大伴皇女の御墓に参拜して崇峻天皇陵に向ふ。山麓の細道に沿ふて進むこと約二十數町にして倉梯岡上陵に着く、参拜後、守衛の方に御城内のトガサハラ(ツガサハラ)の木、或は金福寺の名残とか云ふ御堂並びに觀音像に付ても御話を聞く。更に大神神社に向はうとせしも雨の爲意を得ず、之にて参拜を打ち切り大阪に出で、上六ハセヤにて會員總會を開き、約三十分で解散した。

(出席者) 河村信教授、小川講師、端山芳村、北川、飯田、石田、尾崎、安藤、小林、澤田、大先

第四次第十回例會

新年例會を一月十七日、播州日岡、高砂方面に催す、大阪驛東口集合午前八時十分發、加古川にて播鐵に乗り換へ、十時頃日岡驛下車、景行天皇皇后稻日太耶姫命日岡陵に参拜す、陵は小山の上に鎮まりまして全山火成岩よりなり、小松に蔽はれ南面す。此のあたり眺望絶佳にして眼下に加古川、播磨灘、遠く彼方に淡路島横たわり白砂青松に沿ひて、汽船帆船の行交ふ態は誠に壯觀なり、朝來小雨さへ催した墓天もからりと晴れて、冬とも思へぬ暖かさなり。陵に参拜後、陵墓守部の話に依れば既に吾が皇陵崇敬會は數度参拜せし由、陵前にて河村先生及び溝部先輩より、日本書紀及び風土記其の他に現れたる有益なる御話を聞き、其れより日岡神社に参拜、再び播鐵にて尾上神社、高砂神社に参拜、天然記念物なる尾上の松及び高砂の松を觀る。晝食後、生石神社に参拜す、其の御神體なる石の寶殿を拜觀するに、神代の昔大己貴命、少産石命の二神、天の磐舟に乗りまして此地に降り給ひ、一夜の裡に五十餘丈の岩を切き抜かれて此寶殿を造營され鎮座し給へりと傳ふ、御神體は高さ二丈六尺靈松生ひ茂り、廻りに水を湛へて其の姿恰も浮べるが如く、此の石殿を一に靜巖室とも謂ふ。其れより加茂山に登る、山腹に巨巖あり、高さ三間幅三十間にして

是に觀瀟處の三大字を刻す、之に依り觀瀟處と稱し南方播磨灘の全景を一眸の下に收め、遙かに五劍入島や四國の遠山をも望み、眺望極めて雄大なり、此處より山陽線寶殿驛に出で、五時十分一同元氣にて歸來解散す。

(参加者) 河村信、下村雨先生、溝部先輩、佐々木、安藤、小林、端山 (端山報)

### 参 陵 會 (専門部第一部)

#### 第二次第十四回例會

十二月十三日阪和沿線堺方面に舉行す阪和上の芝に下車し、第十七代履中天皇自舌烏耳原南陵を拜し、徒歩にて第十六代仁德天皇百舌耳原中陵に参拜す、生暖かい外氣と空間を窺く陽光に汗を滲ませつゝ、附近の茶屋に於て晝食後記念撮影をなし、暫し憩ひて堺驛に下車、西へ約六七町なる第十八代反正天皇百舌耳原北陵を拜し、更に記念撮影、一同和氣満々裡に散會す。

(参加者) 小林中佐、可野先生、淺野、島田、阪本、平野、尾崎、越智、岡本、田坂、面地、澤田、山根、佐澤

### 基督教青年會

(千里山、專一、二)

主に在る兄弟達の祈りに應へられて、

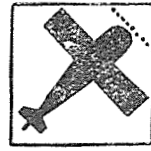
本學專二青年會が既報の如く復活式を舉げ、同盟機關紙に「新たなる力加はる、關大専門部に青年會復活」と全國に紹介され躍進を期待されて居るのは力強い。こゝに前號以後の我々の小さきカムフラメントをお知らせ出来ることを感謝します。

十一月二十三日大阪商大との交歓研究會、單なる聖書研究會に非ずして「レリヂアス、トレーニング」の最高峰を行くものとして有意義なりき、講師藤井藏之助氏

十二月五日夕、本學青年會、大阪學生基督教青年會聯盟主催、學生クリスマス禮拜は本學尾崎兄司會、説教齋藤敏夫牧師、奨励ランパス女學院校長田中貞師にて北教會にて開催、多數参加し共にイエスの降誕を祝し且祈れり。

因みに参加校は本學、神商大、大阪帝大、大阪商專、大阪女專その他なりき。その他合同例會、各集會、協議會等。然して新たなる年を迎へて本會は專一青年會創立に、本學青年會の對外的發展に盡され、我等の敬愛する指導者であり兄たりし尾崎、石原兩兄を學窓より送る慶びと緒に我等の新たる覺悟と意氣に燃へて居る次第であります。

學友諸兄の御後援を切望して止みません。  
(千里山、書記報)



# 大 關 ツ ー ポ ス

## ◇ 籠 球 部

### 大阪學生リーグ

一月二十三日、於大阪YMCA

關西大學 37 (1819) 33 大阪商大

一月二十五日、於大阪YMCA

關西大學 44 (1232) 18 大阪藥專

一月二十七日、於大阪YMCA

關西大學 49 (2029) 27 大阪高校

一月二十八日

關西大學 47 (2225) 15 大阪外語

## ◇ ホツケ―部

### 對慶應大學

十二月二十日、於大阪市立運動場

(審判) 古澤、守屋

關 大 2 (2011) 2 慶 大

## ◇ 馬 術 部 (千里山)

### 關西騎乘大會

十二月十三日、於鳴尾競馬場

綜合馬術優勝 宮本恒夫

### 對慶應大學定期戰 第十二回

十二月二十八日、於習志野騎兵聯隊

(審査、大場大尉) 減點法

關西大學 23 - 26 慶應大學

### 關西學生馬術爭霸 第五回

一月十七日、二十四日、於堺騎兵聯隊

減點法

第一回戰 關 大 116 - 374 和歌山高商

第二回戰 關 大 30 - 40 神戸商大

準優勝戰 關 大 42 - 87 大阪高醫

優勝戰 關 大 57 - 122 大阪商大

(關西大學) (大阪商大)

宮本 7 - 101 鷺見

中里 2 - 8 田中

安藤 10 - 2 大原

熊田 5 - 5 市川

## ◇ 陸上競技部

龜谷 29 - 4 佐藤

### 戸上選手の外征

ニュージーランド陸上聯盟の招聘を受け、た戸上研之助選手は、中央大學村社選手と共に、一月十八日長崎港出帆の北野丸で出發した。

### 十三回全國中等學校驛傳競争

一月十日 (關大陸上部主催)

關西大學六學舎をスタート、神戸に至る

阪神國道往復三十九哩コース

1. 盡誠中 3 時間 56 分

2. 京都師 3. 富田林中

4. 奈良師 5. 天王寺師

6. 兵庫師 7. 五條中

8. 報徳商 9. 浪華商

### 關西學生斷郊選手權大會

一月二十四日

【一部】阿部野橋、大和川遠里小野橋

往復十キロ(中、長距離選手のみ)

1. (關大) 川田 2. (關學) 3. (甲南

高校) 4. (關大) 渡邊 5. (同志社高

商) 6. (日大専門)

【二部】阿部野橋、大高前往復四キロ

(短、跳躍選手のみ)

### 關西學生對抗驛傳

一月三十一日 (第一回)

京都平安神宮前を出發、京阪國道、阪神國道を経て上甲子園に至る六十五キロ六のコース

(一) 關西大學 渡橋、小池、渡邊、川

田、小西、門田、木下

(3 時間 52 分 3 秒)

(二) 關西學院 (三) 日大専門 (四)

大阪商大

## ◇ 野 球 部

### 對慶應大學

一月一日、於甲子園球場

慶 大 15 A - 6 關 大

關大 (0000001203) 156

慶大 (007000701A) 15

(關大) 岡本、稻若、宮川

バッテリー 高塚、高木、櫻井、松森

一月二日、於甲子園球場

慶 大 11 A - 10 關 大

關大 (2500000200) 1110

慶大 (1000320401) 1110

(關大) 稻若、岡本、宮川

バッテリー 高木、高塚、櫻井



對早稻田大學

一月五日、於藤井寺球場

關大 4-3 早大

關大 00000040004  
早大 100011000003

關大 稻著、宮川、岡本  
バツテリイ  
早大 近藤、若原、片岡、村片

庭球部

一月五日、於甲子園コート

第六回正月オープントーナメント

シングルズ 准決勝

川村(關) 15-13 3-6 廣瀬(關大)

全日本庭球ランキング

日本庭球協會發表

(シングルズ)

第4位 倉光安峰 第14位 藤井靜雄

(ダブルズ)

第5位 藤井靜雄、倉光安峰

スキー部

關西學生大會 第一部

一月十六日、十七日、於兵庫縣神鍋山

耐久競技

第三位、水野 3時間8分28秒

第五位、北村 3時間26分28秒

長距離競技

第六位、飯間 1時間35分43秒

複合競技

第四位、日村 52點

繼走

第二位、關西大學 1時間34分42秒

各校總得點(第一部)

(一) 立命大 48 (二) 大谷大 25

(三) 關大 15 (四) 關學大 13

(五) 高岡高商 11

(六) 福井高工 10 神戸商大 10

ラグビー部

十二月二十五日、於神戸東遊園地

關大專門部 8-5 姫路高校

一月十六日、於神戸東遊園地

神戸 10(0-0)6 關大

外人 10(0-0)6 關大

一月十七日、於花園ラグビー場

日大專門部 14-12 關大

一月二十四日、於南甲子園

關大OB 35-10 住友俱樂部

米式蹴球部

對立教大學

一月二十四日、甲子園南運動場

審判 上島(主) 齋藤(副) 加藤(計)

森(練)

立教 32(12-0)14(0-0)0 關大

大 日本羽本村木川井波村井

關大 吉藤丹秋北岡中岩難岡坪

F W Q B H B F

邊江藤部 黒井木村田賀

立教 田鈴安服 小龜鈴中細淺

劍道部 專門部

昇段者發表 詮術試合

四段合格者 菊池 關

三段合格者 藤川美徳

二段合格者 吉田憲一

同 西谷輝久

同 道本修

同 山下保

同 北野寛

初段合格者 小野規幸

弓道部 專門部

大阪弓道館競射會 入賞

一等 佐伯末雄(商二)

四等 飯田白登(商一)

五等 松永榮一(同)

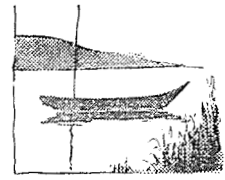
十三等 土田久夫(同)

航空部

東洋の盟主であり、東洋平和の擁護者を以て任ずる日本たるものの緊急とする諸施設は如何？そは我が空軍の第二線に立つ民間航空である。

然るに我が民間航空は諸外國のそれに比し言語に絶する程の不振、萎微状態にあり、斯かる時に當り現代科學の尖端に跳躍し將又現代生活の前衛に佇立しつゝ、ある航空界の大なる進歩發展の爲に……時はこれ陽春四月櫻花の亂舞する頃我が關西大學航空部の大躍進を計るべく、グライダーブライマリー、セコンダリー各一機を製作進空の豫定なり。庶くば諸兄よ、民間航空體系の一分子たる關大航空部の雄々しき巨人的歩行展開の爲に絶大なる御後援を乞ふものである。

附記今回我が關西大學航空部より有力且敏腕の名ある橋本敏造君が卒業する爲、一抹の淋しさを禁ずるを能はざるも、日本學生航空聯盟關西支部委員長吉田正治君並びに關西支部グライダー部委員長鶴田則夫君其他多士才々の爲人關大にあり、故に關大航空部若日本學生航空聯盟に於いて本年度は劃期的大事業を展開せん。



# 俳壇

朝冷選

## 新年雜詠

比叡登山

杉本 信雄

菜畑の青さを初日流れけり  
元朝やマバラ雪ある八瀬入原  
初日の出さばら波ある湖の上  
初明りほのと入手の葉の動き

佐々木卯平

梅の里事

梅の里事足らひたる庵の雪

住吉にて

造營の朱の空青き初卯哉  
柑子の香そこら温々住む山家  
寶恵籠の顔の白さに紅梅が

飯森 徳秀

歸郷の途

霞ゆれり列車は湖北の風を切れり  
時化つゞき漁村に寒き語を聞けり  
入營を明日に控へて歌留多とる

專英三 大芝紫雲兒

倉米の値を氣にしつゝ冬籠  
吉凶筈かつぎて街の人となる

## 一月例会

天六學舎に於て、一月二十日(水)午  
後六時より開催す、採録句左の通り

松本 實道

詣で來し鳥居の中の大どんど

谷口 涼一

野に焚ける煙しろゝ霜の朝

犬吠えて寒き身にしみ道遠く

南塘に犬と遊べり冬日和

雪空に鶴しきり鳴く木立哉

安井 龍章

追羽子に女の子肩よし髪ゆるゝ

福壽草咲き朗々の謡かな

神屋敷蒼生

大御前おろがみ白す皇國の春

海越えて皇國の春壽く賀状かな

初明り温泉の街の松に映ゆる

羽子板に見るオリンピック模様かな

左義長や宮商人に夜の白み

有田 朝冷

北大阪に關大の燈を年の華

新春の賦よ學園の窓は清らに

學生等に松過ぎし窓の燈は盛る

## 編輯餘録

▽本號には赤羽教授「ベルンハルデイの經濟學」並に川上助教の「國家承認の所謂相對性に關する吟味」八鳥助教の「Norman Conquest」の英語を梁に及ぼせる影響の三稿を頂いた。岩崎教授の前號の續稿は都合により次號に廻る事を諒せられたい。

▽目下學部、専門部各科共に卒業試験の施行中で學内は今一番緊張した時季である、更に又一面來るべき活社會への幾多風難が途を求めて活潑な躍動を續けるシーズンとでも謂ひ得る。其の後天六學舎の増築工事も着々と進捗し、近く三月末には竣工、陽春新學年より

## 俳壇二月例会豫告

一、日時 二月十六日午後六時

二、場所 天六學舎三階

一、兼題 「梅」「雜詠」五句

一般の參會歡迎、出句のみにても可

有田朝冷先生出席

## 學報 俳壇

は明朗教室として學生諸君の前にデビューする事であらう。

▽學内報所載の如く本月四日文部省から専門部國漢科生徒の學力檢定試験が施行された、國語の中等教員無試験檢定資格を贏ち得る爲多年力を注ぎ、幾多試験を経て來た。學校當局も最善を盡すと共に應試の生徒諸君も最善を盡した以上結果については天の命これ従ふのみである。

▽昭和九年國漢卒業の吉崎幾藏君から國漢科充實の爲國語の文獻百數十冊を天六學舎圖書館に寄贈せられた。書目は紙面の都合上次號に掲載の豫定である

大正十一年六月十五日創刊  
昭和十二年二月十五日印刷  
昭和十二年二月十五日發行

不許製  
編輯兼 神屋敷 民藏  
發行人  
印刷所 谷口印刷所  
發行所 關西大學學報局

關西大學

天六學舎 大阪市東淀川區長柄中道  
本部電話 五〇三九  
本部電話 五七三九  
本部電話 二六七五  
本部電話 二六七五  
千早山學舎 大阪市外千早山  
電話 吹田四一六三

裁判醫 佐野甚七 著

四六判特製  
紙數九百頁

定價 貳圓  
送料 貳拾貳錢

# 忽七版

法醫學、斗毆、は裁く  
小説 木野七

法醫學界の一權威である著者は、また、裁判官として既往二十年間、獵奇殺人事件の捜査の第一線に活躍して來た、捜査陣に於ける「古つはもの」である。その間、著者の握るメスに觸れた死體は實に三千!! 法は釋迦に問ふべきなら科學的犯罪捜査の實相は、法學醫者であり、捜査の實際家である著者に聽くべきである。

著者の所謂『法醫學小説』は、小説家が机上で、てつち上げた理智の遊戲でもなければ、捜査的興味に缺けた犯罪實話でもない、これこそ吾々の期待する犯罪捜査の眞髓に觸れた、『活きた探偵小説』であると同時に、犯罪捜査の概念を平易に教へる『捜査讀本』である。

殊に、本著『科學は裁く』は、その中での代表的作品で、有益にして且興味ある大衆讀物である。

更に、司法官、辯護士、警察官、醫師……等、斯の道の人達が、あつてその専門的な視角を通じて本著を通讀されたなら、一層興趣も深く、参考となることも多大であらう。

尚、巻尾の『谷底の死體』は短篇として、また、捨て難い味を持つてゐる。

森下雨村氏の序に曰く

作者はこの小説によつて自分の専門外の文筆方面にその才能を示さうといつたやうな野望は更々なく、單に探偵文壇に現れた探偵作家の無智と誤謬を訂正してやりたいために、自ら進んで範を示したに過ぎなかつたと私は信じてゐる。……その點、私達は佐野さんの好意に深謝すると同時に、そこにこの小説の價値と有難味を十分に認めるものである。

江戸川亂歩氏の序に曰く

著者から「科學は裁く」の校正刷を送つて貰つて、讀み出したらずすことが出來ないで、八百頁の大長篇を二日ばかりで通讀した。……私が思ふのに、優れた長篇小説の乏しい日本の探偵小説界ではこの「科學は裁く」はそれらの第一流の作品に伍して、少しも遜色がないのである。

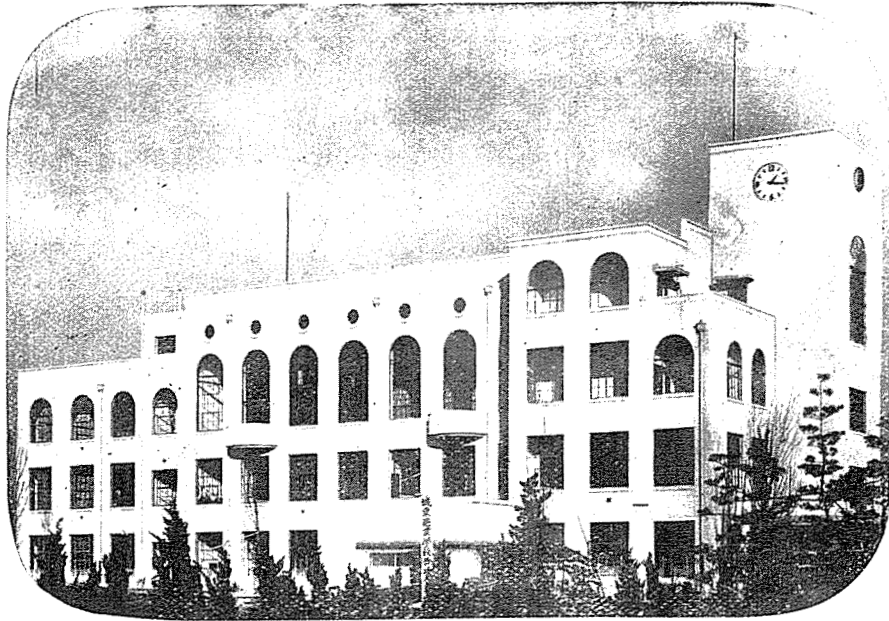
春日野縁氏の序に曰く

佐野氏の持つ貴重な材料乃至文獻こそは東西に及ぶものなき「日本の寶」といへるであらう。今その「日本の寶」の一部が出版の形式によつて現れるといふ事は誠に喜ばしいことである。

## 大 同 書 院

東京 振替 電話  
東 替 話  
駿 神 田  
河 京 東  
臺 一 八 二  
中 二 一 二  
大 三 八  
前 八 八  
番 番

大 振 電  
阪 替 話  
北 大 北  
區 一 一 五  
梅 一 六 七  
田 九 五 五  
新 七 三 二  
道 三 三 二  
番 番 番



自然の風光に恵まれた交通至便の

大阪第一の教育理想郷

鐵骨鐵筋コンクリート四階建

『軍船型』 明朗校舎

大阪市外大軌小阪停留所前(上六ヨリ十分)

財團 法人 大阪城東商業學校

電話小阪一六五番・七〇一番

第一本科(晝ケ年) 第一學年 三百名

第二學年 若干名

第二本科(夜ケ年) 第三學年 若干名

▽出願期日 第一本科 三月一日ヨリ三月十三日迄

第二次 三月二十一日迄

第二次 三月二十八日迄

【入學案内申込次第送附】

第一本科(晝)

五ヶ年制 (尋卒入學)

第一學年 優先入學制アリ

人物考査 三月二十二、三日及二十五日

願書受付 試験前日迄

第二本科(夜)

四ヶ年制 (高小卒 同程度入學)

第一學年 優先入學制アリ

上級各學年 若干名

人物考査 三月二十五、六日

願書受付 試験前日迄

認 文 部 省  
定 省

# 北陽商業學校

大阪市東淀川區淡路町(電話北七五七五番)

天六ヨリ新京阪電車ニテ約五分淡路下車

特 色 訓育第一主義、實務學科

特 典 第一(晝)、第二(夜)本科共ニ上級各學校入學資格、

徴兵猶豫其他同種學校一切ノ特典ヲ有ス

學則ハ郵便又ハ直接學校へ

# 關西大學學生募集

大學豫科 第一豫科 (三年制)  
第二豫科 (二年制)

出願期間 第一豫科 二月一日ヨリ四月五日迄  
第二豫科 二月一日ヨリ四月八日迄  
試驗期日 第一豫科 四月六日及七日  
第二豫科 四月九日及十日

大學部 法文學部——法律、政治、哲學、英文  
經商學部——經濟、商業

出願期間 二月一日ヨリ四月四日迄  
試驗期日 四月五日

專門部 第一部 (晝) 法律、經濟、商業  
第二部 (夜) 法律、經濟、商業  
國漢、英語

出願期間 第一部 三月一日ヨリ四月五日迄  
第二部 三月一日ヨリ三月三十一日迄  
試驗期日 第一部 四月八日 (木)  
第二部 四月三日 (祭日)

學則送呈 (郵券二錢)

豫科、學部六千里山學舍庶務課へ  
專門部六天六學舍庶務課へ

(番三二一田吹電一部學) 山里千外市阪大

舍學山里千科豫・部學

(番九三〇一川堀電) 通中柄長區川淀東市阪大

舍學六天部門專